

生活協同組合全国都市職員災害共済会
自 動 車 共 済 事 業 規 約

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会
自動車共済事業規約

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 共済契約
 - 第1節 共済契約の範囲（第4条～第10条）
 - 第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務（第11条～第21条）
 - 第3節 共済契約の無効、取消し、解除及び消滅（第22条～第31条）
- 第3章 共済金及び共済金の支払
 - 第1節 賠償責任共済（第32条～第46条）
 - 第2節 自損事故傷害共済（第47条～第56条）
 - 第3節 無共済等自動車傷害共済（第57条～第66条）
 - 第4節 搭乗者傷害共済（第67条～第76条）
 - 第5節 事故発生時の義務（第77条～第78条）
 - 第6節 共済金の支払（第79条～第81条）
- 第4章 他車運転特約（第82条～第87条）
- 第5章 異議の申し立て（第88条）
- 第6章 雑則（第89条～第94条）

第1章 総則

（通則）

第1条 この生活協同組合全国都市職員災害共済会（以下「組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、定款第68条第2号に規定する自動車共済事業を実施するものとする。

（事業）

第2条 この組合が行う自動車共済事業は、この組合が共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象である自動車（以下「被共済自動車」という。）につき一定期間内に生じた自動車事故を共済事故とし、当該事故により発生した法律上の損害賠償責

任を負担したことによる損害のてん補及び当該事故により生じた傷害に対して共済金を支払うことを約する自動車共済事業とする。

- 2 前項の、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対する共済を対人賠償共済及び対物賠償共済とし、傷害に対する共済を自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済及び搭乗者傷害共済とする。

(契約内容の提示)

第 3 条 この組合は共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、次の共済契約の内容に係る重要な事項（契約概要及び注意喚起情報）をあらかじめ正確に提示しなければならない。

- (1) 共済商品の仕組み
- (2) 補償の内容
- (3) 共済期間
- (4) 引受条件（共済金額等）
- (5) 共済掛金に関する事項
- (6) 共済掛金払込みに関する事項（共済掛金払込方法、共済掛金払込期間）
- (7) 契約者割戻しに関する事項（契約者割戻しの有無）
- (8) 共済掛金の払戻しの有無及びそれらに関する事項
- (9) 告知義務等の内容
- (10) 責任開始期
- (11) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
- (12) 共済掛金の支払猶予期間、共済契約の失効、復活等
- (13) 解約と共済掛金の払戻しの有無
- (14) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

第 2 章 共済契約

第 1 節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第 4 条 共済契約者は、この組合の組合員とする。

(被共済自動車の範囲)

第 5 条 被共済自動車は、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同一世帯

に属する親族又は共済契約者の配偶者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同一世帯に属する親族又は共済契約者の配偶者と同一世帯に属する親族が常時運行の用に供している次の各号に掲げる自家用の自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）とする。ただし、営業目的に使用されている自動車を除くものとする。

- (1) 普通及び小型乗用車
 - (2) 軽四輪乗用車
 - (3) 自動二輪車（原動機付自転車を含む。）
- 2 前項にいう共済契約者又は共済契約者の配偶者と同一世帯に属する親族とは、共済契約者又は共済契約者の配偶者と同一建物に居住（以下「同居」という。以下同じ。）する民法第725条に定める親族をいう。ただし、次の各号に掲げる者に限り、共済契約者又は共済契約者の配偶者と同一建物に居住していない場合であっても同居とみなすものとする。
- (1) 共済契約者又は共済契約者の配偶者の被扶養者（所得税の控除対象となっている者をいう。）
 - (2) 共済契約者又は共済契約者の配偶者が勤務の都合により単身赴任している場合、単身赴任前の同居の親族
 - (3) 共済契約者又は共済契約者の配偶者が所有する被共済自動車の運行管理を継続して行う非同居の親族。ただし、共済契約者又は共済契約者の配偶者と同居していた者に限るものとする。

（共済契約の締結の単位）

第6条 共済契約は、共済の対象たる自動車1両ごとに締結するものとする。

- 2 同一の被共済自動車についての共済契約者は一人に限るものとする。

（共済金及び共済掛金）

第7条 共済金及び共済掛金額は、別表第1のとおりとし、その算定は別紙第1自動車共済掛金額算出方法書によるものとする。

（共済期間）

第8条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から1年間とする。ただし、特別な事由がある場合は、1年未満の短期の共済期間とすることができる。

（短期の共済掛金）

第9条 前条の短期の共済契約の場合の共済掛金は、共済期間1年間に対する共済掛

金の12分の1相当額（その額に10円未満の端数が生じた場合は、これを10円位に切上げる。）に共済期間の月数を乗じて算出した金額とする。

（共済責任の及ぶ範囲）

第10条 この組合は、被共済自動車日本国内にある間に生じた事故について共済金を支払うものとする。

第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

（共済契約の成立）

第11条 共済契約の申込みをしようとする者は、自動車共済契約申込書（以下「共済契約申込書」という。）に共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額（以下「預り金」という。）の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者（以下「共済契約申込者」という。）に交付するものとする。

3 この組合は、第1項の申込みがあったときは、共済の対象の範囲を調査したうえで同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。

4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。

5 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の属する月の翌月1日から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続するときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の翌日から効力を生ずるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、この組合が第2項の預り金を受取ったときから共済契約の効力を生ずる日までの間に共済事故が発生した場合には、この組合が当該預り金を受取ったときに効力が生じたものとみなして契約上の責任を負うものとする。

7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく預り金を共済契約申込者に払いもどすものとする。

8 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済契約承諾通知書（以下「承諾通知書」という。）を共済契約申込者に交付するものとする。

9 共済契約者が共済期間の満了の日の30日前までに当該共済契約を変更する旨通知しないときは、共済契約は継続するものとする。継続する共済契約の共済掛金が従前の共済掛金の額と異なることになる場合は、継続する共済契約の共済掛金の額によるものとする。

10 この組合は、共済契約を継続の場合は、継続を証する通知書を交付するものとする。

11 この組合は、共済契約の継続の場合に、第14条第3項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、その額を差し引いて支払うものとする。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第14条第3項に定める共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅するものとする。

(共済契約申込書の記載事項及び必要な書類)

第12条 共済契約申込書の記載事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 共済期間
- (3) 共済の対象
- (4) 共済掛金額
- (5) 申込日
- (6) その他この組合が必要とする事項

2 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に次の書類を添えて、この組合に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証等の写し
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書等の写し
- (3) その他この組合が必要とする書類

(承諾通知書の記載事項及び交付)

第13条 この組合は共済契約者に対し、次の事項を記載した承諾通知書を交付しなければならない。

- (1) 組合名
- (2) 共済契約者の氏名
- (3) 運転者の範囲
- (4) 共済の種類
- (5) 共済期間
- (6) 共済金額

- (7) 共済の対象
- (8) 共済掛金及びその払込方法
- (9) 危険増加に関する通知義務
- (10) 契約日
- (11) 承諾通知書の作成日

2 前項の承諾通知書には、組合が記名押印する。

(共済掛金の払込み)

第14条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

2 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。

3 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、第11条（共済契約の成立）に規定する共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。

ただし、共済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込みの猶予期間を設けるものとする。

(告知義務)

第15条 共済契約者は、共済契約締結の当時、告知事項（告知事項とは、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、この組合が告知を求めたものをいう。以下同じ。）について、この組合に事実を正確に告げなければならない。

2 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げなかったとき、又は不実のことを告げたときは、この共済契約を解除することができる。

3 前項の規定は、次の場合には適用しない。

(1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合

(2) この組合が共済契約締結の当時、その事実若しくは不実のことを知り、又は過失によってこれを知らなかった場合

(3) 共済契約者が、事故の発生前に告知事項につき書面をもって更正を申し出て、この組合がこれを承認した場合

4 第2項の解除権は、次のいずれかに該当するときは消滅する。

(1) この組合が共済契約締結の後、その事実又は不実のことを知った時から、共済契約を解除しないで1か月を経過した場合

(2) 共済契約の締結の時から5年を経過した場合

- 5 第2項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合でも、この組合は、共済金を支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。
- 6 前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害又は傷害について適用しないものとする。

(共済契約者の通知義務)

第16条 共済契約の成立後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、遅滞なく書面によりその旨をこの組合に通知し、承諾通知書に承認の裏書きの請求をしなければならない。ただし、その事実がなくなった場合には、この組合への通知は必要ないものとする。

- (1) 共済の対象である自動車の用途若しくは車種を変更し、又は自動車の登録番号を変更する場合
 - (2) 前号のほか告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合
 - (3) 共済の対象につき、自動車を事故とする法律に基づく他の共済契約等（他の共済契約等とは、この共済契約の全部又は一部に対して支払責任が同じである他の共済契約又は保険契約をいう。以下同じ。）を締結する場合
 - (4) 第2条に規定する損害賠償責任にかかる訴訟を提起し、又は提起された場合
- 2 この組合は、第1項第1号又は第2号の事実の発生により、危険増加が生じた場合において、共済契約者が、故意又は重大な過失によって第1項第1号又は第2号の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときには、共済契約を解除することができる。
 - 3 前項に規定する解除権は、この組合が解除の原因となる事実を知った日以降1か月を経過した場合又は第1項の事実が発生した日以降5年を経過した場合には消滅する。
 - 4 第2項の規定にかかわらず、第1項第1号又は第2号の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、この組合は、共済契約を解除することができる。ただし、この解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから1か月間行わなかったときは、消滅する。
 - 5 第2項又は前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、第2項又は前項による解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合であっても、第1項第1号又は第2号の事実が発生した時から解除がなされた時まで発生した損害又は傷害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。

6 第2項による解除の場合は、前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害又は傷害については適用しないものとする。

(被共済自動車の譲渡)

第17条 被共済自動車が譲渡された場合であっても、この共済契約に基づく権利及び義務は譲受人に移転しない。

2 この組合は、被共済自動車が譲渡された後、被共済自動車について生じた事故については、共済金を支払わない。

(被共済自動車の入替)

第18条 被共済自動車が廃車又は譲渡された後、その代替として被共済自動車の所有者が被共済自動車と同一の用途及び車種の自動車を新たに取得した場合に、共済契約者が書面をもってその旨をこの組合に通知し、この組合がこれを承認したときは、新たに取得した自動車について、入替前の被共済自動車の共済契約を適用する。

(管理義務)

第19条 共済契約者は、被共済自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはならない。

(調査)

第20条 この組合は、被共済自動車に関し、必要な調査をし、かつ、共済契約者に対し必要な説明又は証明を求めることができる。

(事故多発契約に対する共済契約の継続拒否)

第21条 この組合は、共済契約申込みが契約継続の場合であって、前年度の共済期間内に3回以上の事故を起こした組合員との共済契約について、継続を拒否することができる。

第3節 共済契約の無効、取消し、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第22条 共済契約は、次の各号の場合には無効とする。

- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したとき。
- (2) この組合若しくは共済契約者又は被共済者が共済契約の締結の当時共済契約の対象たる自動車がすでに事故にかかっていたこと又は共済の対象たる自動車につき事故の原因が発生していたことを知っていたとき。
- (3) 共済契約者が第4条に定める範囲外であったとき。

(4) 被共済自動車が第5条に定める要件を具備しなかったとき。

(共済契約の取消し)

第23条 共済契約者又は被共済者の詐欺又は強迫によってこの組合が共済契約を締結した場合には、この組合は共済契約を取り消すことができる。

(共済契約の解除)

第24条 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

(重大事由による解除)

第25条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができる。

(1) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、この組合に当該共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害又は傷害を生じさせ、又は生じさせようとした場合

(2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、当該共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が前2号の事由がある場合と同程度にこの組合のこれらの者に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害又は傷害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が発生した時から解除がなされた時まで発生した損害又は傷害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。

(承認事項にかかる共済掛金の払戻し又は追加共済掛金の請求)

第26条 この組合は、第16条第1項第1号又は第2号の承認をする場合には、共済掛金を払戻し、又は追加共済掛金を請求できる。

2 前項の規定により、この組合が共済掛金を払戻す場合は、第16条第1項第1号又は第2号に規定する事実が発生した日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を払戻すものとする。

3 第1項の規定により、この組合が追加共済掛金を請求する場合は、前項により共済掛金を払戻し、第16条第1項第1号又は第2号に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日を始期とし変更前の契約の満了日を終期とする第9条に規定する短期の共済期間を適用した場合の共済掛金を請求するものとする。

4 共済契約者は、前項の追加共済掛金を第16条第1項第1号又は第2号に規定する事実が発生した日の属する月の末日までに払い込まなければならない。ただし、この組合は、この追加共済掛金の払込みについては、変更後の契約の共済期間が始まる月の末日まで、猶予期間を設けるものとする。

5 この組合は、前項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、共済契約者が第4項の追加共済掛金の支払いを怠っているときは、その額を差し引いて支払うものとする。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第3項に定める、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日の午前零時をもって共済契約は消滅するものとする。

(共済契約無効の場合の共済掛金の払戻し)

第27条 第22条第1号の規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

2 第22条第2号から第4号までの規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済契約者に共済掛金の全部を払戻すものとする。

(共済契約取消しの場合の共済掛金の払戻し)

第28条 第23条の規定により、この組合が共済契約を取り消した場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

(共済契約解除の場合の共済掛金の払戻し)

第29条 第24条第1項により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の1/2を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

2 第15条第2項、第16条第2項及び第4項並びに第25条第1項により、この組合が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の1/2を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

3 この組合は共済契約者が、この組合とすでに締結している共済契約の共済の対象につき、その共済金額を超える金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結し、これとともに、すでにその締結している共済契約を解除したときは、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の1/2を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済契約の消滅)

第30条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事実が発生した日において消滅する。この場合、共済契約者は当該書面によりこの組合に通知しなければならない。

- (1) 被共済自動車が滅失したこと。
- (2) 被共済自動車が廃車又は譲渡されたこと。(第18条の場合を除く。)
- (3) 被共済自動車が解体又は法令に基づく収用若しくは買収されたこと。

2 この組合は、前項各号に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済掛金の払戻し方法)

第31条 第26条第2項、第27条第2項、第29条及び前条第2項の規定による共済掛金の払戻金は、承諾通知書又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

第3章 共済金及び共済金の支払

第1節 賠償責任共済

(対人賠償共済てん補責任)

第32条 この組合は、被共済自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の生命又は身体を害すること(以下「対人事故」という。)により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をこの節の定めるところによりてん補し、第6節の定めるところにより対人賠償共済金を支払うものとする。

2 この組合は、1回の対人事故による前項の損害の額が自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)に基づく自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済(以下「自賠責保険等」という。)によって支払われる金額(被共済自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する額。以下この節において同じ。)を超える場合に限り、その超える額のみをてん補するものとする。

(対物賠償共済てん補責任)

第33条 この組合は、被共済自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の財物を滅失、破損又は汚損すること(以下「対物事故」という。)により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をこの節の定めるところによりてん

補し、第6節の定めるところにより、対物賠償共済金を支払うものとする。

(被共済者の範囲)

第34条 この節において、被共済者とは次の者をいう。

- (1) 共済契約者
 - (2) 共済契約者の配偶者
 - (3) 共済契約者と同居の親族で被共済自動車を使用又は管理中の者
 - (4) 共済契約者の配偶者と同居の親族で被共済自動車を使用又は管理中の者
 - (5) 共済契約者の承諾を得て被共済自動車を使用又は管理中の者（自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、及びこれらの者が法人であるときはその理事、取締役又は法人の業務を執行するその他の機関を含む。以下同じ。）（以下「自動車取扱業者」という。）が業務として受託した被共済自動車を使用又は管理している間を除く。）
- 2 この節の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用する。ただし、これによって第44条及び第45条に定めるこの組合の支払うべき共済金額の限度が増額されるものではない。

(組合による援助)

第35条 被共済者が対人事故又は対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、この組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、この組合のてん補責任額の限度において、被共済者の行う折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手續について協力又は援助を行うことができるものとする。

(組合による解決—対人賠償)

第36条 被共済者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、又はこの組合が損害賠償請求権者から第37条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、この組合は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手續き（弁護士の選任を含む。）を行う。

2 前項の場合には、被共済者はこの組合の求めに応じ、その遂行についてこの組合に協力しなければならない。

3 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しない。

- (1) 損害賠償請求権者が、この組合と直接、折衝することに同意しない場合

- (2) 被共済自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- (3) 正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合

(損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償)

第37条 対人事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができる。

2 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払う。ただし、この組合がこの規約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その金額を差引いた額）を限度とする。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合又は裁判上の和解若しくは調停が成立した場合
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合
- (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合
 - ア 被共済者又はその法定相続人の破産又は生死不明
 - イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

3 前条及び本条にいう損害賠償額とは、次の第1号の額から第2号及び第3号の合計額を差引いた額をいう。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 自賠責保険等によって支払われる金額
- (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

4 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、この組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う。

5 第2項の規定に基づきこの組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度においてこの組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなす。

(組合による解決—対物賠償)

第38条 被共済者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、又はこの組合が損害賠償請求権者から第39条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、この組合は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談又は調停若しくは訴訟の手続き（弁護士の選任を含む。）を行う。

2 前項の場合には、被共済者はこの組合の求めに応じ、その遂行についてこの組合に協力しなければならない。

3 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しない。

(1) 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、共済契約承諾通知書記載の共済金額を明らかに超える場合

(2) 損害賠償請求権者が、この組合と直接、折衝することに同意しない場合

(3) 正当な理由がなくて被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合

（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）

第39条 対物事故によって被共済者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、この組合が被共済者に対しててん補責任を負う限度において、この組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払いを請求することができる。

2 この組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払う。ただし、1回の対物事故につきこの組合がこの規約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度とする。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合又は裁判上の和解若しくは調停が成立した場合

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があった場合

ア 被共済者又はその法定相続人の破産又は生死不明

イ 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

3 前条及び本条にいう損害賠償額とは、次の第1号の額から第2号の額を差引いた額をいう。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
- (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

4 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被共済者の共済金の請求と競合した場合は、この組合は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払う。

5 第2項又は第7項の規定に基づきこの組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度においてこの組合が被共済者に、その被共済者の被る損害に対して、共済金を支払ったものとみなす。

6 1回の事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につきすでにこの組合が支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を含む。）が共済契約承諾通知書記載の共済金額をこえると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権を行使することはできず、またこの組合は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払わない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 第2項第4号に規定する事実があった場合
- (2) 損害賠償請求権者が被共済者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被共済者又はその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- (3) この組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合

7 前項第2号又は第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、この組合は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払う。ただし、1回の対物事故につきこの組合がこの規約に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金又は損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額）を限度とする。

（共済金を支払わない損害一人・対物賠償共通）

第40条 この組合は、次の事由によって生じた損害については対人賠償共済金及び対物賠償共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者、被共済者又はこれらの者の法定代理人の故意
- (2) 共済金の支払いに関し、直接の利害関係を有する者の故意（それによってその被共済者が賠償責任を負担することによって被る損害に限る。）

- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。以下同じ。）
 - (4) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火
 - (5) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - (6) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (7) 第3号から第6号までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故
 - (8) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。
- 2 この組合は、被共済者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結しているときは、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害については、対人賠償共済金及び対物賠償共済金を支払わない。

（共済金を支払わない損害－対人賠償）

第41条 この組合は、前条のほか対人事故により次の者の生命又は身体が害された場合に、それによって被共済者の被る損害については、対人賠償共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者
- (2) 被共済自動車を運転中の者又はその配偶者、父母若しくは子
- (3) 被共済者の配偶者、父母又は子
- (4) 被共済者の業務（家事を除く。以下同じ。）に従事中の使用人
- (5) 被共済者の使用者の業務に従事中の他の使用人（被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用しているときに限る。）

（共済金を支払わない損害－対物賠償）

第42条 この組合は、第40条のほか対物事故により次の者の所有、使用又は管理する財物が滅失、破損又は汚損した場合に、それによって被共済者が被る損害については、対物賠償共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者
- (2) 被共済自動車を運転中の者又はその配偶者、父母若しくは子
- (3) 被共済者の配偶者、父母又は子

(4) 被共済者の使用者（被共済者が被共済自動車をその使用者の業務に使用しているときに限る。）

（費用）

第43条 この組合は、共済契約者又は被共済者が支出した次の費用（収入の喪失を含まない。）は、これを損害の一部とみなす。

(1) 第77条第1号に規定する損害の防止又は軽減のために必要又は有益であった費用

(2) 第77条第4号に規定する権利の保全又は行使に必要な手続きをするためにこの組合の書面による同意を得て支出した費用

(3) 損害賠償に関する争訟について、被共済者がこの組合に書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解又は調停に要した費用、その他権利の保全又は行使に必要な手続きをするために要した費用

（対人賠償共済金）

第44条 1回の対人事故についてこの組合が支払う対人賠償共済金の額は、次の第1号及び第2号の額の合計額から第3号の額を差し引いた額とする。なお、生命又は身体を害された者1名についての対人賠償共済金額は無制限とする。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 前条各号の費用

(3) 自賠償保険等によって支払われる金額

（対物賠償共済金）

第45条 1回の対物事故についてこの組合の支払う対物賠償共済金の額は、次の第1号及び第2号の額の合計額から第3号の額を差し引いた額とする。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 第43条各号の費用

(3) 被共済者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額

（代位）

第46条 被共済者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、この組合は、その損害をてん補した金額の限度内で、かつ、被共済者の権利を害さない範囲内で被共済者がその者に対して有する権利を取得する。

第2節 自損事故傷害共済

(支払責任)

第47条 この組合は、被共済自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により被共済者が身体に傷害(ガス中毒を含む。以下この節において同じ。)を被り、かつ、それによってその被共済者に生じた損害について自賠法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この節及び第6節の定めるところにより、自損事故傷害共済金(死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金をいう。以下この節において同じ。)を支払うものとする。

2 前項の傷害には、日射、熱射又は精神的衝動による障害は含まない。

(被共済者の範囲)

第48条 この節において被共済者とは、被共済自動車を運転中の次の者をいう。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者
- (3) 共済契約者と同居の親族
- (4) 共済契約者の配偶者と同居の親族
- (5) 共済契約者の承諾を得た者

(共済金を支払わない場合)

第49条 この組合は、次の傷害については、自損事故傷害共済金を支払わない。

- (1) 被共済者の故意によって、その本人について生じた傷害
- (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被共済自動車を運転している場合、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
- (3) 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害
- (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によって、その本人に生じた傷害

2 この組合は、傷害が自損事故傷害共済金を受取るべき者の故意によって生じたときは、その者の受取るべき金額については、当該共済金を支払わない。

3 この組合は、平常の生活又は業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等をいう。以下同じ。)に対しては、自損事故傷害共済金を支払わない。

4 この組合は、次の事由によって生じた傷害については、自損事故傷害共済金を支払

わない。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - (2) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火
 - (3) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - (4) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故
 - (6) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。
- 5 この組合は、自動車取扱業者が被共済自動車を業務として受託している間に、被共済者に生じた傷害については、自損事故傷害共済金を支払わない。

（死亡共済金）

第50条 この組合は、被共済者が第47条の傷害を被り、その直接の結果として死亡したときは、被共済者1名につき、1,500万円を死亡共済金として支払うものとする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、死亡共済金は被共済者1名につき、500万円とする。

（後遺障害共済金）

第51条 この組合は、被共済者が第47条の傷害を被り、その直接の結果として、別表第2後遺障害別等級表(以下「別表第2」という。)に掲げる後遺障害が生じたときは、別表第2の各等級に定める金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

2 この組合は、別表第2の各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなす。

3 この組合は、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の額の後遺障害共済金を支払うものとする。

- (1) 別表第2の第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める額
- (2) 前号以外の場合で、別表第2の第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める額
- (3) 前2号以外の場合で、別表第2の第1級から第13級までの後遺障害が2種以上

ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める額（それぞれの額の合計額が前記の額に達しない場合は、当該合計額とする。）

(4) 前各号以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に定める額

4 すでに後遺障害のある被共済者が第47条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表第2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額からすでにあつた後遺障害に該当する等級に定める金額を差し引いた金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

5 この節において後遺障害とは、身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。

(医療共済金)

第52条 この組合は、被共済者が第47条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて200日以内に医師の治療を要したときは、次の各号に規定する金額の合計額を医療共済金として支払うものとする。

(1) 1回の事故につき、5,000円

(2) 傷害を被った部位及びその症状に応じ、別表第3に定める金額。ただし、医師の治療のために病院又は診療所に入院又は通院した治療日数（医師による往診日数を含む。）の合計が5日以上（5日目の入院又は通院の日が事故の発生の日からその日を含めて200日以内の場合に限る。）となった場合に限る。

2 別表第3の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、医療共済金を支払う。

3 同一事故により被った傷害の部位及び症状が別表第3の複数の項目に該当する場合、この組合は、それぞれの項目により支払われるべき共済金のうち、もっとも高い金額を医療共済金として支払う。

4 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる傷害を被り、第1項第2号に規定する医療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合、この組合は、第54条第1項の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき共済金のうち、高い方の金額を医療共済金として支払う。

(共済金の併給及び控除)

第53条 この組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済

金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払うものとする。

- 2 この組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金又は医療共済金があるときは、1,500万円からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払うものとする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、自損事故傷害共済金の限度は、500万円とする。

（すでに存在していた身体障害又は疾病の影響等）

第54条 被共済者が第47条の傷害を被ったときすでに存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第47条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第47条の傷害が重大となったときは、この組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払うものとする。

- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、又は共済契約者若しくは共済金を受取るべき者が治療をさせなかったために第47条の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払うものとする。

（責任限度額）

第55条 1回の事故について、被共済者1名に対してこの組合が支払うべき自損事故傷害共済金の額は、第50条から第54条までの規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、500万円を限度とする。

（代位）

第56条 この組合が自損事故傷害共済金を支払った場合でも被共済者又はその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しない。

第3節 無共済等自動車傷害共済

（支払責任）

第57条 この組合は、無共済自動車又は無保険自動車（以下「無共済等自動車」という。）の所有、使用又は管理に起因して、被共済自動車の正規の乗車用構造装置のある場所又は当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。）に搭乗中の者（以下この節において「被共済者」という。）の生命が害されること、又は身体が害されその直接の結果として後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。）が生じるこ

と（以下「無共済等自動車事故」という。）によって被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について、賠償義務者がある場合に限り、この節及び第6節の定めるところにより、無共済等自動車傷害共済金を支払うものとする。

2 この組合は、1回の無共済等自動車事故による前項の損害の額（第62条第1項に定める損害の額をいう。）が次の第1号及び第2号の合計額を超える場合に限り、その超える額についてのみ無共済等自動車傷害共済金を支払うものとする。

(1) 自賠償保険等によって支払われる金額（自賠償保険等がない場合、又は自動車損害賠償保障事業により損害のてん補を受けられる場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下この節において同じ。）

(2) 対人賠償共済等によって、賠償義務者が前項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害のてん補を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額又は保険金額（対人賠償共済等が2以上ある場合は、それぞれの共済金額又は保険金額の合計額とする。以下この節において同じ。）

（用語の定義）

第58条 この節において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の定義によるものとする。

(1) 賠償義務者

無共済等自動車の所有、使用又は管理に起因して被共済者の生命又は身体を害することにより、被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者をいう。

(2) 相手自動車

被共済自動車以外の自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）であって被共済者の生命又は身体を害した自動車をいう。ただし、被共済者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）を除く。

(3) 共済金請求権者

無共済等自動車事故によって傷害を被った次の者をいう。

ア 被共済者（被共済者が死亡したときは、その相続人とする。）

イ 被共済者の配偶者、父母又は子

(4) 対人賠償共済等

自動車の所有、使用又は管理に起因して他人の生命又は身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する共済契約又は

保険契約で自賠責保険等以外のものをいう。

(無共済等自動車の定義)

第59条 この規約において、無共済等自動車とは、相手自動車で、次の各号のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいう。

- (1) その自動車について適用される対人賠償共済等がない場合
 - (2) その自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害のてん補を全く受けることができない場合
 - (3) その自動車について適用される対人賠償共済等の共済金額又は保険金額が、第62条に規定する損害の額から自賠責保険等によって支払われる金額を差し引いた額に達しない場合
- 2 相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無共済等自動車とみなす。
- 3 相手自動車2台以上ある場合、前2項の規定にかかわらず、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償共済等の共済金額又は保険金額の合計額（第1項第1号及び第2号並びに前項に該当する相手自動車については、共済金額又は保険金額がないものとして計算する。）が、第62条に規定する損害の額から自賠責保険等によって支払われる金額を差し引いた額に達しないと認められるときに限り、それぞれの相手自動車を無共済等自動車とみなす。

(個別適用)

第60条 この節の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用する。

(共済金を支払わない場合)

第61条 この組合は、次に掲げる事由によって生じた損害については、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- (2) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火
- (3) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
- (5) 前各号の事由に伴って生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故

- (6) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること。
- 2 この組合は、次の損害については、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。
- (1) 被共済者の故意によって生じた損害
- (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被共済自動車を運転している場合、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた損害
- (3) 被共済者が、被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、被共済自動車を運転しているときに生じた損害
- (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によって生じた損害
- 3 この組合は、損害が無共済等自動車傷害共済金を受取るべき者の故意によって生じたときは、その者の受取るべき金額については、当該共済金を支払わない。
- 4 この組合は、次の各号に掲げるいずれかの者が賠償義務者であるときは、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合はこの限りではない。
- (1) 被共済者の配偶者、父母又は子
- (2) 被共済者の使用者（被共済者がその使用者の業務（家事を除く。以下同じ。）に従事しているときに限る。）
- (3) 被共済者の使用者の業務に無共済等自動車を使用している他の使用人（被共済者がその使用者の業務に従事しているときに限る。）
- 5 この組合は、被共済者の配偶者、父母又は子の運転する無共済等自動車によって、被共済者の生命又は身体が害された場合は無共済等自動車傷害共済金を支払わない。ただし、無共済等自動車が2台以上あるときで、これらの者又は前項第2号若しくは第3号に掲げる者以外の者が運転する他の無共済等自動車がある場合はこの限りでない。
- 6 被共済自動車について適用される対人賠償共済等によって、被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害のてん補を受けることができる場合（共済金請求権者が対人賠償共済等によって損害賠償額の支払いを直接受けることができる場合

を含む。)には、この組合は、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。

7 この場合は、次の各号に該当する者は、無共済等自動車傷害共済金を支払わない。

- (1) 異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者
- (2) 業務として、被共済自動車を受託している自動車取扱業者

(損害額の決定)

第62条 無共済等自動車傷害共済金の算定の基礎となる損害の額は、賠償義務者が被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が被った損害について法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めるものとする。

2 前項の額は、共済金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにかかわらず、次の各号に定める手続きによって決定する。

- (1) この組合と共済金請求権者との間の協議
- (2) 前号の協議が成立しないときは、この組合と共済金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解又は調停

(費用)

第63条 共済契約者又は被共済者が支出した次の費用(収入の喪失を含まない。)は、これを損害の一部とみなす。

- (1) 第77条第1号に規定する損害の防止又は軽減のために必要又は有益であった費用
- (2) 第77条第4号に規定する権利の保全又は行使に必要な手続きをするためにこの組合の書面による同意を得て支出した費用

(支払共済金の計算)

第64条 1回の無共済等自動車事故についてこの組合の支払う無共済等自動車傷害共済金の額は、第62条の規定によって決定される損害の額及び前条の費用の合計額から、次の各号の額の合計額を差し引いた額(ただし、1回の無共済等自動車事故において、この組合が支払う無共済等自動車傷害共済金の限度額は、被共済者1名につき、2億円とする。)とする。

- (1) 自賠償保険等によって支払われる金額
- (2) 対人賠償共済等によって、賠償義務者が第57条第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害のてん補を受けることができる場合は、その対人賠償共済等の共済金額又は保険金額
- (3) 共済金請求権者が、賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額(賠償義務者がその損害賠償金の全部又は一部について、自賠償保険等又は対人賠償共済等によ

っててん補を受けているときは、そのてん補を受けた額を差引いた額とする。)

- (4) 第62条の規定によって決定される損害の額及び前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で共済金請求権者がすでに取得したものがあつた場合は、その取得した額

(共済金請求権者の義務)

第65条 被共済者又はその配偶者、父母若しくは子が第57条第1項の損害を被つたときは、共済金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求を行い、かつ、次の事項を書面によってこの組合に通知しなければならない。

- (1) 賠償義務者の住所、氏名又は名称
 - (2) 賠償義務者の損害をてん補する対人賠償共済等の有無及びその内容
 - (3) 賠償義務者に対して書面によって行つた損害賠償請求の内容
 - (4) 共済金請求権者が第57条第1項の損害について、賠償義務者、自賠償保険等若しくは対人賠償共済等の共済者若しくは保険者又は賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金又は損害賠償額があつたときは、その額
- 2 共済金請求権者が、正当な理由がなく前項の義務を怠つた場合は、この組合は共済金を支払わない。

(代位)

第66条 共済金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合については、第46条の規定を適用する。ただし、この場合には、同条中の「被共済者」を「共済金請求権者」と読み替えるものとする。

第4節 搭乗者傷害共済

(支払責任)

第67条 この組合は、被共済自動車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。)に搭乗中の被共済者が被共済自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害(ガス中毒を含む。以下この節において同じ。)を被つた場合は、この節及び第6節に定めるところにより、搭乗者傷害共済金(死亡共済金、後遺障害共済金及び医療共済金をいう。以下この節において同じ。)を支払うものとする。

- 2 前項の傷害には、日射、熱射又は精神的衝動による障害は含まない。

(被共済者の範囲)

第68条 この節における被共済者とは、被共済自動車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。)に

搭乗中の者をいう。ただし、第3章第2節に定めるところによりこの組合から支払われる自損事故傷害共済金を受取る被共済者を除く。

(共済金を支払わない場合)

第69条 この組合は、次の傷害については、搭乗者傷害共済金を支払わない。

- (1) 被共済者の故意によって、その本人について生じた傷害
 - (2) 被共済者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被共済自動車を運転している場合、又は麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
 - (3) 被共済者が被共済自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被共済自動車を運転しているときに、その本人について生じた傷害
 - (4) 被共済者の闘争行為、自殺行為又は犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- 2 この組合は、傷害が搭乗者傷害共済金を受取るべき者の故意によって生じたときは、その者の受取るべき金額については、当該共済金を支払わない。
- 3 この組合は、平常の生活又は業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷伝染病に対しては、搭乗者傷害共済金を支払わない。
- 4 この組合は、次の事由によって生じた傷害については、搭乗者傷害共済金を支払わない。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - (2) 台風、洪水、高潮、地震、津波又は噴火
 - (3) 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用又はこれらの特性に起因する事故
 - (4) 前号に規定した以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づく事故
 - (6) 被共済自動車を競技、曲技（競技又は曲技のための練習を含む。）若しくは試験のために使用すること、又は、被共済自動車を競技、曲技若しくは試験を行うことを目的とする場所において使用する場合
- 5 この組合は、次の各号に該当する者は、搭乗者傷害共済金を支払わない。
- (1) 異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗中の者

(2) 業務として、被共済自動車を受託している自動車取扱業者

(死亡共済金)

第70条 この組合は、被共済者が第67条の傷害を被り、その直接の結果として、傷害を受けた日から200日以内に死亡したときは、被共済者1名につき、1,000万円を死亡共済金として支払うものとする。ただし、被共済自動車が自動二輪車(原動機付自転車を含む。)の場合には、死亡共済金は被共済者1名につき、500万円とする。

(後遺障害共済金)

第71条 この組合は、被共済者が第67条の傷害を被り、その直接の結果として、傷害を受けた日から200日以内に別表第2に掲げる後遺障害が生じたときは、別表第2の各等級に定める金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

2 この組合は、別表第2の各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなす。

3 この組合は、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の額の後遺障害共済金を支払うものとする。

(1) 別表第2の第1級から第5級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に定める額

(2) 前号以外の場合で、別表第2の第1級から第8級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に定める額

(3) 前2号以外の場合で、別表第2の第1級から第13級までの後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に定める額(それぞれの額の合計額が前記の額に達しない場合は、当該合計額とする。)

(4) 前各号以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に定める額

4 すでに後遺障害のある被共済者が第71条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、別表第2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に定める金額からすでにあった後遺障害に該当する等級に定める金額を差し引いた金額を後遺障害共済金として支払うものとする。

5 被共済者が傷害を受けた日から200日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害共済金を支払う。

6 この節において後遺障害とは、身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久

に残した状態をいう。ただし、被共済者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除く。

(医療共済金)

第72条 この組合は、被共済者が第67条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて200日以内に医師の治療を要したときは、次の各号に規定する金額の合計額を医療共済金として支払うものとする。

(1) 1回の事故につき、5,000円

(2) 傷害を被った部位及びその症状に応じ、別表第3に定める金額。ただし、医師の治療のために病院又は診療所に入院又は通院した治療日数（医師による往診日数を含む。）の合計が5日以上（5日目の入院又は通院の日が事故の発生の日からその日を含めて200日以内の場合に限る。）となった場合に限る。

2 別表第3の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、医療共済金を支払う。

3 同一事故により被った傷害の部位及び症状が別表第3の複数の項目に該当する場合、この組合は、それぞれの項目により支払われるべき共済金のうち、もっとも高い金額を医療共済金として支払う。

4 被共済者が医療共済金の支払いを受けられる傷害を被り、第1項第2号に規定する医療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療共済金の支払いを受けられる傷害を被った場合、この組合は、第74条第1項の規定にかかわらず、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき共済金のうち、高い方の金額を医療共済金として支払う。

(共済金の併給及び控除)

第73条 この組合は、1回の事故に基づく傷害について、後遺障害共済金と医療共済金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払うものとする。

2 この組合は、死亡共済金を支払う場合において、すでに支払った後遺障害共済金又は医療共済金があるときは、1,000万円からすでに支払った金額を差引いて、その残額を支払うものとする。ただし、被共済自動車は自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、搭乗者傷害共済金の限度は、500万円とする。

(すでに存在していた身体障害又は疾病の影響等)

第74条 被共済者が第67条の傷害を被ったときすでに存在していた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第67条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係

なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第67条の傷害が重大となったときは、この組合は、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払うものとする。

- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠り、又は共済契約者若しくは共済金を受取るべき者が治療をさせなかったために第67条の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払うものとする。

(責任限度額)

第75条 1回の事故について、被共済者1名に対してこの組合が支払うべき搭乗者傷害共済金の額は、第70条から第74条までに規定する額とし、かつ、1,000万円を限度とする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、500万円を限度とする。

- 2 1回の事故においてこの組合が支払う搭乗者傷害共済金の額は、被共済自動車の乗車定員に1,000万円を乗じて得た額を限度とする。ただし、被共済自動車が自動二輪車（原動機付自転車を含む。）の場合には、乗車定員に500万円を乗じて得た額を限度とする。

(代位)

第76条 この組合が搭乗者傷害共済金を支払った場合でも、被共済者又はその相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、この組合に移転しない。

第5節 事故発生時の義務

(事故発生時の義務)

第77条 共済契約者又は被共済者は、事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければならない。

- (1) 損害の発生及び拡大の防止に努め、又は運転者その他の者をしてこれに努めさせること。
- (2) 事故発生の日時、場所及び事故の概要を遅滞なくこの組合に通知すること。
- (3) 次の事項を遅滞なく、書面でこの組合に通知すること。
 - ア 事故の状況、被害者の住所、氏名又は名称
 - イ 事故発生の日時、場所及び事故の状況について証人となる者があるときは、その者の住所、氏名又は名称
 - ウ 損害賠償の請求を受けたときは、その内容
- (4) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償

を含む。以下同じ。)をすることができる場合には、その権利の保全又は行使に必要な手続をすること。

(5) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめこの組合の承認を得ないで、その全部又は一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当又は護送その他緊急措置にかかる費用についてはこの限りではない。

(6) 損害賠償の請求について訴訟を提起し、又は提起されたときは、遅滞なくこの組合に通知すること。

(7) 第3号のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、又この組合が行う損害又は傷害の調査に協力すること。

(事故発生時の義務違反)

第78条 共済契約者又は被共済者が、正当な理由がなくて前条第2号、第3号、第6号又は第7号の規定に違反した場合は、この組合は、それによって被った損害の額を差し引いて共済金を支払う。

2 共済契約者が、正当な理由がなくて前条第1号、第4号又は第5号の規定に違反した場合は、この組合は、次の金額を差引いて共済金を支払うものとする。

(1) 前条第1号に違反した場合は、防止又は軽減することができたと認められる損害の額

(2) 前条第4号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額

(3) 前条第5号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

3 共済契約者が、前条第3号若しくは第7号の書類に故意に不実の記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し若しくは変造した場合には、この組合は、共済金を支払わない。

第6節 共済金の支払

(共済金の請求)

第79条 この組合に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行ってできるものとする。

(1) 賠償責任共済に関しては、被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、又は裁判上の和解、調停若しくは書面による合意が成立した時

- (2) 自損事故傷害共済に関しては、次に掲げる時
 - ア 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - ウ 医療共済金については、事故の発生の日を含めて200日以内の治療日数が5日となった時又は治療が終了した時のいずれか早い時
- (3) 無共済等自動車傷害共済に関しては、被共済者が死亡した時又は被共済者に後遺障害が生じた時
- (4) 搭乗者傷害共済に関しては、次に掲げる時
 - ア 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - イ 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - ウ 医療共済金については、事故の発生の日を含めて200日以内の治療日数が5日となった時又は治療が終了した時のいずれか早い時
- 2 共済金の請求は、共済金請求権者の代表者として共済契約者が行うものとする。
- 3 共済契約者は、共済金の支払いを請求しようとするときは、共済金支払請求書に共済契約承諾通知書及び次に掲げる書類を添え、遅滞なく、この組合に提出しなければならない。
 - (1) 関係官署の交通事故証明書
 - (2) 事故報告書
 - (3) 示談書
 - (4) 示談額の裏付書類
 - (5) 医師の診断書
 - (6) 死体検案書または死亡診断書
 - (7) 診療費明細書および領収書
 - (8) 看護料、雑費などの明細書および領収書
 - (9) 事故現場見取図及び損害状況写真又はこれに代わるべき資料
 - (10) 修理費請求書又は見積書
 - (11) その他特にこの組合が必要とする書類
- 4 前項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

(共済金の支払時期及び場所)

第80条 この組合は、前条第3項の書類がこの組合に到達した日から30日以内にこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所において、共済金を支払うために必要な

次の事項の確認を終え、共済金を支払います。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無
事故の原因、事故発生の状況、損害又は傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
 - (2) 共済金が支払われない事由の有無
共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
 - (3) 共済金を算出するための事実
損害の額又は障害の程度、事故と損害又は傷害との関係、治療の経過及び内容
 - (4) 共済契約の効力の有無
この共済契約において規定する解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無
 - (5) 第1号から第4号までのほか、この組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実
他の共済等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等
- 2 前項に規定する事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、前条第3項の書類がこの組合に到達した日の翌日以後、次のいずれかの日数が経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、この組合は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に通知することとする。
- (1) 前項第1号から第5号までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180日
 - (3) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - (4) 前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - (5) 災害救助法が適用された災害の被災地域における、前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
 - (6) 前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段が

ない場合の日本国外における調査 180日

- 3 前各項の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の日数に算入しないものとする。

(他の共済契約等がある場合の共済金の支払額)

第81条 他の共済契約等がある場合であっても、この組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払うものとする。

- 2 第1項に規定にかかわらず、他の共済契約等（他の共済契約等とは、この共済契約の全部又は一部に対して支払責任が同じである他の共済契約又は保険契約をいう。）により優先して共済金若しくは保険金が支払われる場合又は既に共済金若しくは保険金が支払われている場合には、この組合は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払う。

(1) 賠償責任共済に関しては、損害額

(2) 前号の損害額はそれぞれの共済契約又は保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とする。

(3) 自損事故傷害共済に関しては、それぞれの共済契約又は保険契約について、他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金のうち最も高い額

(4) 無共済等自動車傷害に関しては、損害額

第4章 他車運転特約

(特約適用条件)

第82条 この特約は、被共済自動車の用途及び車種が、第5条第1項第1号又は第2号に規定するものである場合に適用する。

(他の自動車の定義)

第83条 この特約において、他の自動車とは、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同居の親族又は共済契約者の配偶者と同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、及び1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む。）以外の自動車であって、その用途及び車種が第5条第1項第1号又は第2号に規定するものをいう。ただし、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同居の親族又は共済契約者の配偶者と同居の親

族が常時使用する自動車を除く。

(てん補責任—賠償責任)

第84条 この組合は、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同居の親族又は共済契約者の配偶者と同居の親族が、自ら運転者として運転中（駐車又は停車中を除く。以下この節において同じ。）の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、第3章第1節の賠償責任共済の規定を適用する。

2 この組合は、この特約により第32条第2項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自賠法に基づく自賠責保険等によって、支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ共済金を支払う。

3 他の自動車について適用される共済契約又は保険契約で、前2項の規定によりこの組合がてん補すべき損害の全部又は一部をてん補するもの（以下「他の自動車の共済契約等」という。）がある場合は、第81条第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害の額が他の自動車の共済契約等によっててん補される額を超えるときに限り、その超える額のみをてん補する。

(支払責任—自損事故傷害)

第85条 この組合は、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同居の親族又は共済契約者の配偶者と同居の親族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、第3章第2節の自損事故傷害共済の規定を適用する。

2 他の自動車に適用される共済契約又は保険契約で、第47条と支払責任の発生要件を同じくするものによって、被共済者が被った損害について共済金又は保険金が支払われる場合は、この組合は、共済金を支払わない。

(支払責任—搭乗者傷害)

第86条 この組合は、共済契約者、共済契約者の配偶者、共済契約者と同居の親族又は共済契約者の配偶者と同居の親族が、自ら運転者として運転中の他の自動車を被共済自動車とみなして、被共済自動車の共済契約の条件に従い、第3章第4節の搭乗者傷害共済の規定を適用する。ただし、この場合における被共済者は、他車の正規の乗車用構造装置又は当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除く。）のある場所に搭乗中（異常かつ危険な方法で被共済自動車に搭乗している場合を除く。）の者に限る。

(共済金を支払わない場合)

第87条 この組合は、第3章第1節及び第2節の規定による場合のほか、次の時に生じた事故により被共済者が被った損害又は傷害については、共済金を支払わない。

- (1) 被共済者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
- (2) 被共済者が役員となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
- (3) 自動車の修理、保管、給油、売買、陸送、賃貸又は運転代行等自動車を扱う業務のために他の自動車を運転しているとき。
- (4) 被共済者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
- (5) 被共済者が競技（競技のための練習を含む。）、曲技又は試験のために他の自動車を運転しているとき

第5章 異議の申立て

（異議の申立て及び審査委員会）

第88条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、自動車共済事業取扱規則（以下「取扱規則」という。）の定めるところによる。

第6章 雑 則

（支払備金及び責任準備金）

第89条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積立てるものとする。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第2責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とする。

（支部の設置）

第90条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、定款第4条に規定する職域に支部を置き、その長をもって支部長とする。

2 支部の業務は、取扱規則に定める。

(時効)

第91条 共済金の支払いを請求する権利は、第79条第1項第1号から第4号に定める時の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

2 共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、請求事由の発生した日の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

(質入等の制限)

第92条 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第93条 共済契約者が死亡した場合は、当該共済期間を限度として、相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡した場合には、定款第6条第2項の規定により組合の承認を得た者は、組合が別に定める共済契約の権利義務を承継することができる。

(細則)

第94条 この規約に定めるもののほか、自動車共済事業の実施のための手続、その他その執行について必要な事項は、取扱規則で定める。